明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

福岡県	
添田町	（略）
	大字桝田（字糀宮、字中ノ原、字仙道及び字広瀬の地域に限る。）、大字落合（字別所河内、字鍛冶屋、字長谷、字緑川、字深倉、字中河原、字駒鳴及び字芝峠の地域に限る。）、大字英彦山（字町、字北坂本及び字唐ヶ谷の地域に限る。）及び大字中元寺（字木浦、字大藪及び字戸谷の地域に限る。）
（略）	（略）
（略）	（略）
大分県	
（略）	（略）
（削る）	（削る）
（略）	（略）
（略）	（略）

（厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等の一部改正）

第十一条　厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成十二年厚生省告示第百二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一　利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準	一　利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準
イ　（略）	イ　（略）
ロ　指定短期入所療養介護事業者又は指定介護予防短期入所療養介護事業者による利用者が選定する特別な療養室等の提供に係る基準	ロ　指定短期入所療養介護事業者又は指定介護予防短期入所療養介護事業者による利用者が選定する特別な療養室等の提供に係る基準
(1)・(2)　（略）	(1)・(2)　（略）
(3)　特別な療養室等の利用者一人当たりの床面積が、介護老人保健施設又は介護医療院である指定短期入所療養介護事業所又は指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては八平方メートル以上、病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所又は指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては六・四平方メートル以上であること。	(3)　特別な療養室等の利用者一人当たりの床面積が、介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所又は指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては八平方メートル以上、病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所又は指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては六・四平方メートル以上であること。
(4)～(6)　（略）	(4)～(6)　（略）
ハ～ホ　（略）	ハ～ホ　（略）
ヘ　介護医療院による入所者等が選定する特別な療養室の提供に係る基準	（新設）
(1)　特別な療養室の定員が、一人又は二人であること。	
(2)　当該介護医療院の特別な療養室の定員の合計数を施行規則第百三十八条の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程（(6)において「運営規程」という。）に定められている入所者等の定員で除して得た数が、おおむね百分の五十を超えないこと。	
(3)　特別な療養室の入所者等一人当たりの床面積が、八平方メートル以上であること。	
(4)　特別な療養室の施設、設備等が、利用料のほかに特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を入所者等から受けるのにふさわしいものであること。	
(5)　特別な療養室の提供が、入所者等への情報提供を前提として入所者等の選択に基づいて行われるものであり、サービス提供上の必要性から行われるものでないこと。	
(6)　特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額が、運営規程に定められていること。	

福岡県	
添田町	（略）
	大字桝田（字糀宮、字中ノ原、字仙道及び字広瀬の地域に限る。）、大字落合（字別所川内、字鍛冶屋、字長谷、字緑川、字深倉、字中河原、字駒鳴及び字芝峠の地域に限る。）、大字英彦山（字町、字北坂本及び字唐ヶ谷の地域に限る。）及び大字中元寺（字木浦、字大藪及び字戸谷の地域に限る。）
（略）	（略）
（略）	（略）
大分県	
（略）	（略）
豊後大野市	緒方町上冬原、緒方町徳田、緒方町中野、緒方町大石、緒方町木野、緒方町冬原、緒方町下徳田、緒方町柚木及び緒方町上年野
（略）	（略）
（略）	（略）